

領域3「教育の課程と方法」に係る自己点検・評価書

基準3-1 教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1 教育課程

(1) 専門職学位課程の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。また、それが教育課程連携協議会等で検討されたものになっているか。

(観点到る状況)

専門職学位課程では、「学校現場における実践に基づき、喫緊の課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育研究を実施し、学校教育における「即応力」を身に付けた高度専門職業人を養成すること」を目的に、教育課程は、以下の科目で編成・実施する。

ア 学校教育に携わる専門職に求められる高度な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付ける科目（共通科目）【基礎力・教育実践力】

イ 現代の教育課題と学術研究の進展に対応した高度な専門性を形成し、各専門領域の方法論と研究手法を身に付ける科目（専攻科目）【思考力・教育実践力】

ウ 現代の教育課題に対して、自らの専門性を理論的・実践的に活用できる力を、学校現場等における実践を通して身に付け

る科目（実習科目）【実践力・教育実践力】

上記のアからウまでを総合的に学修する中で、教育研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成する。【学び続ける力・人間力】

なお、令和元年5月に設置した「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」において、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議し、令和2年度以降の教育課程の編成、充実、改善に活かすこととしている（資料3-1-1-A）。

資料3-1-1-A 上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

(設置)

第1条 上越教育大学に上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 連携協議会は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等（以下「教育機関等」という。）との連携により、大学院専門職学位課程の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(審議事項)

第3条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 教育機関等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

- (2) 教育機関等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項
- (3) 前2項に掲げる事項の実施状況の評価に関する事項
(組織)

第4条 連携協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教員若干人
- (3) 学校現場又は教育行政機関等において学校教育に関する業務に従事している者であって、その実務に関し豊富な経験を有するもの若干人
- (4) 新潟県教育委員会から選出された者若干人
- (5) 新潟市教育委員会から選出された者若干人
- (6) その他学長が必要と認める者若干人
(議長等)

第5条 連携協議会に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 連携協議会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
(開催方法)

第6条 連携協議会は、原則として「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会」に合わせて開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 連携協議会に関する事務は、経営企画課及び教育支援課において処理する。

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月31日から施行する。

(出典：上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程では、「学校現場における実践に基づき、喫緊の課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育研究を実施し、学校教育における「即応力」を身に付けた高度専門職業人を養成すること」を目的に、教育課程は、以下の科目で編成・実施している。

ア 学校教育に携わる専門職に求められる高度な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付ける科目（共通科目）【基礎力・教育実践力】

イ 現代の教育課題と学術研究の進展に対応した高度な専門性を形成し、各専門領域の方法論と研究手法を身に付ける科目（専攻科目）【思考力・教育実践力】

ウ 現代の教育課題に対して、自らの専門性を理論的・実践的に活用できる力を、学校現場等における実

践を通して身に付け

る科目（実習科目）【実践力・教育実践力】

上記のアからウまでを総合的に学修する中で、教育研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成する。【学び続ける力・人間力】

なお、「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」が令和元年5月に設置され、令和元年7月18日に第1回目の会議が開催され、現在の教育課程の編成後であることから、令和2年度以降の教育課程の編成、充実、改善に活かすこととしている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

(2) 教科領域を設けている場合は、教科内容に特化した教育にならないように、教科指導法や教材研究など教科指導力の育成に留意した教育課程編成となっているか。

(観点到に係る状況)

※令和元年度現在、本学専門職学位課程に「教科領域」を設けていない。

観点3-1-1 教育課程

(3) 実習科目とその他の授業科目のつながりが明確であり、探究的な省察力を育成できる体系的な教育課程編成となっているか。

(観点到に係る状況)

専門職学位課程の教育課程は、大きく分けて、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している(資料3-1-1-B)。

また、専門職学位課程の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」(体験による学び)を、コース別選択科目の「学校支援リフレクション」(体験を反省的に位置付ける学び)と「学校支援プレゼンテーション」(体験によって得たことを人に伝える学び)と合わせて履修することで構成されている。「学校支援プロジェクト」は、体験による学び、体験を反省的に位置付ける学び、体験によって得たことを人に伝える学び、という臨床場をめぐる3つの学びによって、「即応力」を高めていくとともに、臨床場からのデータを臨床場に還元するサイクルを形成することを意図している。更に、スクールリーダーの養成と新入教員の養成という2つの目的・機能を相補的に果たすことをねらい、現職教員学生と学部卒学生の両方がチームを組むことで、協働的な学びを実現し、「協働力」を身に付けられるようにしている。「学校支援プロジェクト」は、本学教職大学院のカリキュラムの中核であり、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、理論と実践の往還を通して高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けるものである(資料3-1-1-C)。

なお、実習科目とその他の授業科目のつながりをカリキュラムツリーで表した。(別添資料3-1-1-①)

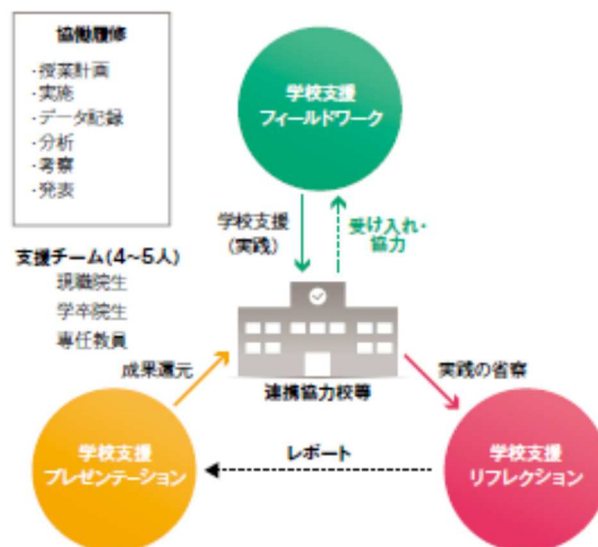
資料3-1-1-B 専門職学位課程の修了要件区分、単位数一覧表

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目	18	全授業科目の領域にわたり18単位以上を修得するものとする。 ただし、教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、学級経営及び学校経営に関する科目4単位を含み、全科目領域にわたり12単位以上を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		
	学級経営及び学校経営に関する科目		
	学校教育と教員の在り方に関する科目		
コース別 選択科目	学校支援プロジェクト科目	18	「学校支援リフレクション」及び「学校支援プレゼンテーション」は、それぞれ2科目8単位及び2科目2単位の修得を標準とするが、コース・領域により、それぞれ2科目4単位以上及び2科目2単位以上とすることも可能とし、これらの単位を含み、所属するコース・領域に開設されるプロフェッショナル科目と合わせて18単位以上を修得するものとする。 ただし、教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、「学校支援リフレクション2科目4単位」及び「学校支援プレゼンテーション2科目4単位」を含み、24単位以上を修得するものとする。
	学校支援リフレクション 学校支援プレゼンテーション プロフェッショナル科目 教科教育・学級経営実践に関する科目 先端教科・領域開発研究に関する科目 学習臨床・授業研究に関する科目 現代教育課題研究に関する科目		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース・領域共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、カリキュラム・マネジメント・プロフェッショナル育成プログラム（1年制）又は教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）いずれかの1年制プログラムの履修を許可された者については、実習科目10単位のうち、6単位を履修したものとみなす。
計		46	

(出典：上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

資料3-1-1-C 学校支援プロジェクト概念図

■ 学校支援プロジェクトの概念図



(出典：国立大学法人上越教育大学大学院案内 p.11)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程の教育課程は、大きく分けて、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している。

また、専門職学位課程の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援リフレクション」（体験を反省的に位置付ける学び）と「学校支援プレゼンテーション」（体験によって得たことを人に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。「学校支援プロジェクト」は、本学教職大学院のカリキュラムの中核であり、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、理論と実践の往還を通して高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けるものである。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-1-1 教育課程

(4) 共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれに適切な科目が設置され、履修することが可能となっているか。

(観点到に係る状況)

共通に開設すべき授業科目の領域の5領域については、「共通科目」として5領域42科目を開設している。(別添資料3-1-1-②)

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-1-1-②] 平成31年度授業科目、単位数等一覧表(専門職学位課程：共通科目)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

共通に開設すべき授業科目の領域の5領域については、「共通科目」として5領域42科目を開設している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-1-1 教育課程

(5) 質の高い授業やカリキュラム・マネジメントの展開、また、今日の児童・生徒の実態に対する理解の深化など現代的教育課題を反映した教育課程となっているか。

(観点到に係る状況)

「コース別選択科目」は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味付け、教員としての確に判断する力量を身に付けるために開設している。学校教育における問題分野に対応した授業科目群として「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設している。

それらを履修することで、共通科目により培った臨床力の基礎の上に、更なる専門性を身に付けることを可能としており、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成をねらいとしている。

「学校支援プロジェクト科目」は、「臨床力」を持った高度専門職業人の育成を実現するために、長期にわたって臨床場に入り込んで一定の課題を持った活動を行い、その課題への取り組みを通して、そこで生じている現象を記録・分析しつつ、問題の核心をついた対処の方向性を示す訓練を行うための科目群である。

「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探求の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるための科目群である。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「コース別選択科目」として、「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設している。

「学校支援プロジェクト科目」、「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探求の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるための科目群である。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

(6) 学部段階の教職課程における学びとの接続が意識された教育課程となっているか。

(観点到に係る状況)

専門職学位課程の特色ある共通科目、コース別選択科目へと連続して発展する科目群の整備、現職教員、大学院生との協働的な履修機会の設定、専門職学位課程に対応した道徳、小学校英語、プログラミング教育などのコース・領域を設置するなど、学部段階の教職課程において基礎学力と実践的経験を積みつつ、専門職学位課程に接続する教育課程となっている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程の特色ある共通科目、コース別選択科目へと連続して発展する科目群の整備、現職教員、大学院生との協働的な履修機会の設定、専門職学位課程に対応した道徳、小学校英語、プログラミング教育などのコース・領域を設置するなど、学部段階の教職課程において基礎学力と実践的経験を積みつつ、専門職学位課程に接続する教育課程となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

学校現場と連携協力しながら学校課題にチームで応える「学校支援プロジェクト」は、実習科目の「学校支援フィールドワーク」とコース別選択科目の「学校支援リフレクション」及び「学校支援プレゼンテーション」で構成され、実践、省察、還元という一連の活動を実現し、本学専門職学位課程のカリキュラムの中核として位置付けている。

(3) 改善を要する事項

令和元年度に設置された「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」による意見を，令和２年度以降の教育課程の編成，充実，改善に活かす必要がある。

基準 3-2 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(1) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。

(観点到に係る状況)

専門職学位課程では、連携協力校等の教育課題とリンクした多様なテーマのプロジェクトを設定している。学生は、それらの中から1つのプロジェクトを選び、それを設定した専任教員の指導するチームに所属する。チーム毎に連携協力校等と事前の打ち合わせを行い、各人が「学校支援フィールドワーク」(実習科目)においてどのような活動をするかを計画する。実習科目は、連携協力校等や大学において随時、連携協力校等教職員・現職教員学生・学部新卒学生・専任教員が協議することにより、連携協力校等の教育課題の解決に向けた計画を改善し、実践するものである。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程では、連携協力校等の教育課題とリンクした多様なテーマのプロジェクトを設定し、チーム毎に連携協力校等と事前の打ち合わせを行い、各人が「学校支援フィールドワーク」(実習科目)においてどのような活動をするかを計画する。実習科目は、連携協力校等や大学において随時、連携協力校等教職員・現職教員学生・学部新卒学生・専任教員が協議することにより、連携協力校等の教育課題の解決に向けた計画を改善し、実践するものである。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究、ワークショップやフィールドワーク等により適切なものとなっているか。

(観点到に係る状況)

特定の分野に関して深い実践力を育成する「プロフェッショナル科目」の授業形態としては、各担当教員が授業内容に応じ、講義、授業参観に基づいたグループ討論及びワークショップ等の教育方法により授業を展開している。

学校現場と連携協力しながら学校課題にチームで応える「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部新卒学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組んでいる。この支援チームでは、「学校支援フィールドワーク」での取組を、大学での「学校支援リフレクション」で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策の協議などを行う。また、「学校支援リフレクション」の成果を活かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりする。なお、「学校支援フィールドワーク」及び「学校支援リフレクション」は、時系列的・段階的に進む場合だけでなく、

同時並行的・相互往復的に進行することも可能としている。また、連携協力校でのフィールドワーク、ワークショップ、ディスカッション及びディベートなどの多様な方法を取り入れている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「共通科目」では、教育現場における課題を取り上げ、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループ別に複数の課題を割り当て、事例研究やワークショップ等集団における協働の中で課題を探究し、その成果を発表・討議するという方法を採用している。

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部新卒学生及び専任教員で支援チームを編成し、連携協力校でのフィールドワーク、学校支援リフレクションでのワークショップ、ディスカッション等の多様な方法を取り入れている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(3) 授業開設の規模等、授業方法・形態が、教育効果を十分得られるものとなっているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討議や質疑応答による演習等により構成されている。(別添資料3-2-1-①)。

また、「プロフェッショナル科目」においては、多様な授業科目を設け、それぞれの専門性向上の視点から授業科目の選択ができるようにし、1~68人での学習が可能となっており、そのうち、9割が30人未満である(別添資料3-2-1-②)。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-2-1-①] 平成31年度授業科目、単位数等一覧表(専門職学位課程)

[別添資料3-2-1-②] 平成31年度受講者数一覧(専門職学位課程)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程では、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討議や質疑応答による演習等により構成されている。

「プロフェッショナル科目」においては、多様な授業科目を設け、それぞれの専門性向上の視点から授業科目の選択ができるようにし、1~68人での学習が可能となっており、そのうち、9割が30人未満である。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(4) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。例えば、現職教員学生と学部新卒学生それぞれの特性に配慮して、共修、別修となっているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは、現職教員学生同士、学部新卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等にも配慮している。

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部新卒学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組んでいる。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」は、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっており、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは、現職教員学生同士、学部新卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等にも配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(5) 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

授業科目の内容を記載したシラバスは、授業の到達目標・テーマ、授業の概要、アクティブ・ラーニングに関する事項、履修条件、注意事項、授業時間外の課題等、授業計画・内容、試験、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等を明記している。このシラバスは電子化しており、本学ウェブサイトで公開している(別添資料3-2-1-③)。また、シラバスの閲覧と履修登録は、学務情報システム上で行っているため、学生はシラバスを事前に確認し、授業履修に活用することができる。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-2-1-③] 専門職学位課程シラバス(本学ウェブサイト)

<http://www.juen.ac.jp/070graduate/010syllabus.html>

(観点の達成状況についての自己評価：A)

授業科目の内容を記載したシラバスは、授業の到達目標・テーマ、授業の概要、アクティブ・ラーニングに関する事項、履修条件、注意事項、授業時間外の課題等、授業計画・内容、試験、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等を明記している。このシラバスは電子化しており、本学ウェブサイトで公開している。また、シラバスの閲覧と履修登録は、学務情報システム上で行っているため、学生はシラバスを事前に確認し、授業履修に活用することができる。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは、現職教員学生同士、学部新卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等にも配慮している。

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部新卒学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組んでいる。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準 3-3 専門職学位課程にふさわしい実習科目が設定され、適切な指導がなされていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 3-3-1 学校等における実習

(1) 実習科目は、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。

(観点に係る状況)

「学校支援フィールドワーク」(実習科目)において、個々の学生が作成する個別計画表(別添資料 3-3-1-①)には学校課題に対する目標・計画のほか、教科内容・特別活動・生徒指導・進路指導・校務の企画運営等、学校の教育活動全体についての目標・計画の記載欄を設けている。

また、実習後に実習における諸活動を省察・評価する一連の活動を「学校支援リフレクション科目」として位置付けている(別添資料 3-3-1-②)。

(観定の達成状況についての自己評価: A)

学校実習は、学校の教育課題を解決するという視点を明確に打ち出し、それをメインのテーマとして設定すると同時に、計画段階から学校の教育活動全体について総合的にかかわる活動となるように動機付けし、実習に臨んでいる。また、「学校支援リフレクション科目」においても、計画表に記載された学校の教育活動全体についての総合的な体験を省察する機会が設けられている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-3-1 学校等における実習

(2) 実習科目は、実習の時期、系統性等に配慮し、主体的に取り組むことのできる内容となっているか。

(観点に係る状況)

「学校支援プロジェクト」では大学院生は1つのプロジェクトを選び、それを設定した専任教員の指導するチームに所属する。プロジェクトの内容は、当該学生が所属するコース内の各領域に応じた多様なテーマを設定している。各学校の連携希望とのマッチングを行い、毎年6月に連携協力校が決定した後、チーム毎に連携協力校と打合せを行い、各人が学校実習においてどのような活動をするかを計画し、随時、連携協力校教職員・学卒院生・現職院生・専任教員が協議することにより、連携協力校の教育課題の解決に向けた計画を改善し実践していく。実習後は、実習における諸活動を省察・評価する。これらの成果を整理し、2月にプレゼン発表することによって連携協力校に実習の成果を還元する(別添資料 3-3-1-③)。これらは「学校支援フィールドワーク」(実習科目)、「学校支援リフレクション科目」、「学校支援プレゼンテーション科目」として位置付け、実践・省察・還元という一連の活動を実現している。(別添資料 3-3-1-②(再掲))

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校支援プロジェクト」は、学校現場の教育課題に関わる実践的なもので、学生の所属するコース内の各領域に関連した内容となっており、支援チームの学生自らが企画・立案した解決策をフィールドワークの一環として実践したり、「学校支援プレゼンテーション」で提案したりすることにより、学生が学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養っている。

また、平成31年度からは、チームが提案する連携テーマ・内容と実習校側の希望とのマッチングにより6月上旬に連携協力校が決定した後、学校との打合せを経て随時実習に入ることが可能となっており、チーム毎に6月から2月の成果発表までの範囲内で実習日程を柔軟に調整できるよう配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

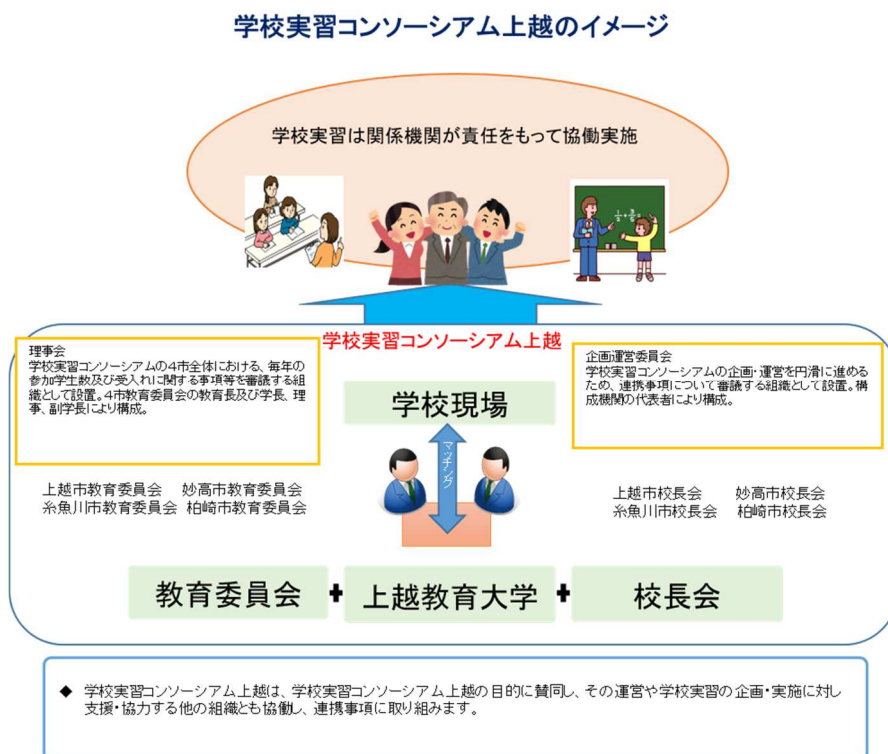
(3) 実習科目は、適切な学校種等及び数が確保され、学校との連携が整っているか。

(観点に係る状況)

「学校支援プロジェクト」の連携協力校として、従来から上越市、妙高市の小・中学校、本学附属小・中学校、上越市及び妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家合計97施設から承諾を得ている。平成22年度からは、新潟県全域の公立学校が連携協力校となることができるよう新潟県及び新潟市教育委員会から承諾を得るとともに、さらに広範囲の希望に応えるべく新潟県外の学校等へも連携関係を広げている。

また、平成31年度改組に伴う教職大学院の拡大化に備え、平成30年7月には本学と上越近隣4市の教育委員会及び校長会が協働し、「学校実習コンソーシアム上越」(資料3-3-1-A)を設立し、学校実習を地域で支える体制整備を行った。

資料3-3-1-A 学校実習コンソーシアム上越のイメージ



(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校実習コンソーシアム上越」の設立により、学校実習を地域が責任をもって支える体制が確立しており、同コンソーシアムの企画運営委員会が「大学と学校現場とのマッチング」や「大学と学校現場とのコーディネート」を行うことにより、円滑に連携することができている。なお、学校実習コンソーシアム上越の管轄内では小中学校及び特別支援学校を合わせ 135 校に達し、さらに県内外の学校等との連携も広げており、連携協力校は十分に確保されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-3-1 学校等における実習

(4) 連携協力校等に対し、実習の目的及び実施方法等が適切に周知されているか。

(観点に係る状況)

連携協力校等に学校実習の理解を深めていただくため、平成 31 年 1 月に「大学院学校実習の手引き」(別添資料 3-3-1-④)を作成し、上越近隣 4 市の各学校等に配付した。また、大学ホームページに大学院の学校実習に関するサイト (https://www.juen.ac.jp/070graduate/in_gakkoujissyuu.html) を開設し、同手引きや連携提案書等を掲載し閲覧環境を整備した。さらに、1 月から 4 月の間に 4 市の各小・中学校長会の会合に出向き、学校実習への理解を深めてもらうための説明を行った。また、当該年度の連携協力校が決定した 6 月に、学校実習連携協力校等会議(別添資料 3-3-1-⑤)を開催し、実施方法等の説明及び各連携協力校と個別の打合せを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校実習コンソーシアム上越の企画運営委員会の構成員には 4 市の校長会代表が含まれているため、連携協力校との連携も図りやすくなっている。また、連携協力校等会議においては、各連携チームと各連携協力校が個別の打合せを行うことにより、本学側の提案と学校側の希望について綿密な調整が図られている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-3-1 学校等における実習

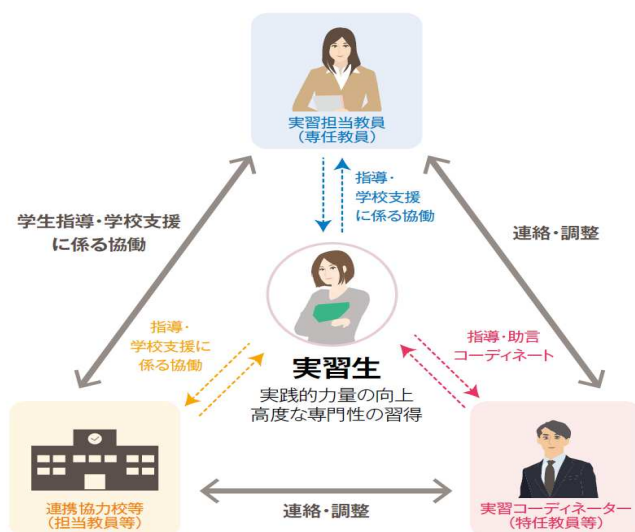
(5) 連携協力校等に対する配慮(例えば、教育研究上の支援の措置等)を適切に行っているか。

(観点に係る状況)

平成 31 年 4 月に従来の学校ボランティア支援室を強化拡充し、学校実習・ボランティア支援室を設置した。同支援室は教育実習、学校実習、学生の各種ボランティア活動を円滑に実施するための支援・危機管理等を行うことを目的としており、同支援室の特任教授が連携協力校と連絡を取り合い、学校実習における様々な状況の把握や学校からの問い合わせへの対応を行っている。

また、連携チームの一員としてアドバイザー(専任教員)が連携協力校等に出向き、学生指導や学校の要請に応じた研修会などを行っている。(資料 3-3-1-B)

■ 学校支援プロジェクトにおける実習生指導体制



(出典 2020年度大学院案内 P11)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校実習・ボランティア支援室においては、学校現場との繋がりが強い指導主事経験や校長経験のある特任教授が、学生、アドバイザーと連携協力校等との間に入り、実習が円滑に行われるようコーディネーターとしての役割を果たしている。(資料3-3-1-C)

また、アドバイザーが学校の要請に応じた研修会の実施など、実習とは別に連携協力校への支援を行うことにより、次年度以降の連携に繋がっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

資料 3-3-1-C 学校実習を支援する組織

学校実習を支援する組織

(1) 学校実習・ボランティア支援室

大学内で学校実習を円滑に運営するために、既存の学校ボランティア支援室を強化充実し学校実習・ボランティア支援室としました。

大学院生の学校実習について、下記の内容を遂行する組織として機能することを目的としています。

- 1 学校実習課と連携して学校実習の支援
- 2 学校から届けられる連携希望書の整理
- 3 専門職学位課程(教職大学院)及び修士課程が作成する連携提案書の整理
- 4 教員・学生への情報提供
- 5 学校からの一般的な学校実習の問い合わせ相談窓口
- 6 学校実習における様々な状況の把握

(出典 上越教育大学 大学院学校実習の手引き 2019年度版)

観点3-3-1 学校等における実習

(6) 現職教員学生が現任校において長期の実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本学教職大学院においては、現職教員学生も連携協力校で学校実習を行うこととしている。現職教員学生が現任校で実習を行うことになった場合は、アドバイザーがその現任校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組んでいる。また、学校でのフィールドワークに加えて「学校支援リフレクション」で実習による諸活動を省察・評価し、「学校支援プレゼンテーション」により連携協力校へ還元するという一連の活動を行うこととしている。

(観定の達成状況についての自己評価：A)

アドバイザーと協働で取り組み、また、学校実習が実践・省察・還元という一連の活動により構成されていることで、日常業務に埋没することなく学校課題解決に向けた実践を確立することができる。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(7) 現職教員学生が他校において長期の実習を行う場合、教員組織、校内研究組織等に円滑に馴染める配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

学校実習は、各アドバイザー(専任教員)を中心に所属する院生により連携チームを編成し、アドバイザーの指導のもと連携チーム毎に連携協力校へ実習に入っている。

また、「学校支援フィールドワーク」では、3つのコンセプト「臨床力」「協働力」「即応力」を踏まえた目標を個別計画書に記載する(別添資料3-3-1-⑥)こととしており、「協働力」については、チームと学校の教員組織、校内研究組織、保護者や地域の人々など、様々な人々との間につながりを見出し、協働性を構築し、学校の諸課題に貢献しているか、という自己評価項目(別添資料3-3-1-⑦)に則して実習者の目標を策定することとしている。

(観定の達成状況についての自己評価：A)

連携チームは現職教員学生と学部卒学生との混成になるよう配慮しており、それぞれの特性が有機的にかかわりながら教育効果をあげるとともに、アドバイザーもチームの一員として「協働性」を構築することで、円滑に学校に馴染めるよう配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(8) 実習の全部ないし一部の免除措置を行う場合、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、決定においては、合理的な根拠・資料に基づいた説明がなされているか。

(観点に係る状況)

実習の免除については、本学教職大学院1年制プログラムの履修を許可された者に限って認めており、実習科目10単位中6単位分の履修を免除する旨を規定（別添資料3-3-1-⑧）している。

1年制プログラムの履修を申請することができる資格として15年以上の実務経験を有し、かつ「教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たり、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任又はこれに準ずる者としての合わせて2年以上の実務経験」又は「校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事、管理主事又はこれに準ずる者としての1年以上の実務経験」を有するものとしている。

審査は、大学院の入学試験時に、本プログラムの申請書類として提出された「教育実践レポート（4,000字）」等及び口頭試問により即応力を構成する臨床力が備わっているか否かを判断し決定している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

実習の免除措置については、1年制プログラムにおいて、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、入学前の教員としての実務経験等に相当する業績を単位認定することにより、実習科目の一部を履修したものとみなし、申請書類及び口頭試問により適切に可否を決定している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

（9）実習科目は、免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生等多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。

（観点に係る状況）

学校実習実施規程（別添資料3-3-1-⑨）により学校実習の履修条件を「教育職員免許状を取得している者又は教育実習を履修済みである者」とし、免許未取得学生は教育実習の履修後に学校実習を行うこととしている。

また、学校支援フィールドワーク個別計画書・報告書（別添資料3-3-1-⑩）の記載内容には、1年目と2年目、現職教員学生と学部卒学生とで分けし、それぞれの特性に応じたフィールドワークが行えるよう配慮している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

即応力、臨床力、協働力の3つのコンセプトに基づく評価基準には、大学院1年目と2年目、現職教員学生と学部卒学生の違いを明確にしており、1年目は課題を明確にし、2年目はその課題がどの程度改善したかを評価する。また、学部卒学生には自分ができることを求め、現職教員学生には自分ができるだけでなく、他者をサポートできること、そのために、単にできるだけでなく、説明できるレベルまで求めるなど、個別計画表には予めこれらの評価基準を参照した上で、実習者の目標を策定するよう求めている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

（10）学校以外（教育行政機関、教育センター等）で実習を行う場合、実施の内容、方法、評価方法等が適切に設定され、教職大学院側の指導体制が整っているか。

（観点に係る状況）

学校実習は、原則、連携協力校で行うこととしている。学校以外の実習先としては主に教育委員会での実習となるが、この場合にもアドバイザーを中心として、実習先の特性に対応する計画を策定し実施しており、学校における実習と同様に、「即応力」、「臨床力」、「協働力」の3つのコンセプトに基づく評価基準（別添資料3-3-1-⑦（再掲））を設定している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

学校以外の実習についても学校実習と同様に、アドバイザーを中心とした支援チームを構成している。チームの一員としてアドバイザーも機関に出向き、サポートを行っている。

また、実習先の特性に応じて計画段階で予め「即応力」「臨床力」「協働力」の3つのコンセプトに基づく評価基準を意識して計画を策定することで実施内容、方法等が適切に設定されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

本学と上越近隣4市による学校実習コンソーシアム上越は、上越市及び近隣の4市教育委員会並びに4市の校長会が、次世代の教員をこの地で育てようという意識を共有し、真に実質化された実習として円滑な実施を図ることを目的に設立され、大学と学校現場とのマッチングやコーディネートする等の役割を担っており、地域で支える体制整備が行われた。

（3）改善を要する事項

該当なし

基準3-4 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

（1）観点ごとの分析

観点3-4-1 履修指導

（1）履修科目の登録の上限設定、学生の履修に配慮した時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。

（観点到に係る状況）

学生の主体的な学習を促すために、1年間に履修できる単位数の上限を36単位とし、実質的な学修ができるようにしている（資料3-4-1-A）。また、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した時間割の設定になっている（別添資料3-4-1-①）。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-4-1-①] 平成31年度授業科目一覧（専門職学位課程）【抜粋】

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学生の主体的な学習を促すために、1年間に履修できる単位数の上限設定や前期及び後期の実習科目を考慮した科目配置をするなど、履修に配慮した設定になっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

資料3-4-1-A 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程(抜粋)

(履修登録の上限)

第12条 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、36単位とする。

2 履修登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

観点3-4-1 履修指導

(2) 夜間その他特定の時間、時期に授業を行う方法をとる場合、履修、授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。

(観点に係る状況)

前述のとおり、授業の履修については、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した時間割設定になっており、学生の負担にも配慮した措置がとられている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

授業の履修については、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう、授業の履修に配慮した時間割設定になっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-4-1 履修指導

(3) オフィスアワー等個別の学生指導のための機会が確保されているか。

(観点に係る状況)

学生一人ひとりが専任教員による修学その他学生生活全般について指導助言(アドバイス)を受けられるよう、アドバイザー制度を設けている(資料3-4-1-B)。学生は、専任教員の中から自らが関心のある領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、履修その他学生生活全般に関して、指導を受けている。また、各教員はオフィスアワーを設定しており(別添資料3-4-1-②)、学生は学務情報システムにより確認できるため、アドバイザー以外の教員に対しても、オフィスアワーを活用して、履修相談や授業科目に関する質問等を行うことができるようになっており、学習を進める上での指導体制は整っている。

資料3-4-1-B 上越教育大学大学院学校教育研究科における指導教員及び研究指導体制取扱細則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号。以下「大学院履修規程」という。）第10条の規定に基づき、指導教員及びその指導体制の取扱いについて必要な事項を定める。

(指導教員の選任及び所掌)

第2条 指導教員は、修士課程においては専門セミナー担当教員をもって充て、専門職学位課程においてはアドバイザーとして選任する。

2 指導教員は、学生の個別指導を担当し、大学院履修規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 授業科目の履修に関すること。
- (2) 研究の遂行又は学修の成果（研究倫理に関する事項を含む。）に対する指導に関すること。
- (3) 学位論文等題目届及び学位論文等審査願又は学修審査願に関すること。
- (4) 学生の身分異動に関すること。
- (5) その他学生生活全般に関すること。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-4-1-②] 教職大学院オフィスアワー実施状況

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学生は、専任教員の中から自らが関心のある領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、履修その他学生生活全般に関して指導を受けられるようになっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-4-1 履修指導

(4) 履修モデルに対応し、組織的な履修指導のプロセスが明確になっているか。また、個々の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

(観点に係る状況)

入学直後のオリエンテーションにおいて、カリキュラムに関する具体的な説明と履修に係るガイダンスを行っている。

学生個々の履修状況は、学務情報システムにより把握可能となっており、アドバイザーがその把握と指導を行っている。さらに、「学校支援プロジェクト」では、個別のフィールドワーク計画と日々の活動を「e-box」というデジタルポートフォリオシステムに記録することが義務づけられており、学習がどのように行われているか即時的な把握ができるようになっている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

入学直後のオリエンテーションにおいて、カリキュラムに関する具体的な説明と履修に係るガイダンスを行っている。また、「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオシステム「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握し指導を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

なし

(3) 改善を要する事項

なし

基準 3-5 成績評価・単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 3-5-1 成績評価等

- (1) 専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準、修了認定基準が策定され、学生に周知されているか。

(観点到る状況)

成績評価の基準については、学則第 43 条(資料 3-5-1-A)及び大学院学校教育研究科履修規程第 15 条(資料 3-5-1-B)に規定している。また、修了認定基準については、学則第 72 条(資料 3-5-1-C)及び大学院学校教育研究科履修規程第 6 条(資料 3-5-1-D)に規定している。これらの内容は「履修の手引」(別添資料 3-5-1-①)や本学ウェブサイトにより学生に周知している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料 3-5-1-①] 平成 31 年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科) 【抜粋】

資料 3-5-1-A 上越教育大学学則(抜粋)

(成績の評価)

第 43 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表わし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

資料 3-5-1-B 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程(抜粋)

(成績の評価)

第15条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、当該評語に係る評価の基準点及び結果は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点 ～ 90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点 ～ 80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点 ～ 70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点 ～ 60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点 以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

2 次条第3項に規定する成績の評価方法等で示した要件を満たさない場合は、当該授業科目について評価対象外とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

資料3-5-1-C 上越教育大学学則（抜粋）

(課程の修了)

第72条 略

2 専門職学位課程の修了の要件は、大学院に第59条第1項又は第2項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の46単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位を修得していることとする。

3 前項の修了の要件単位のうち、教育上有益と認めるときは、入学前に小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を修得しているものとみなし、当該科目の履修を免除することができる。

4 第1項及び第2項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議に付し、学長が行う。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

資料3-5-1-D 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋）

(修了要件と履修単位の区分)

第6条 略

2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の46単位以上を修得しなければならない。

3 略

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

成績評価基準や修了認定基準については、学内規程としてそれぞれ定め、その内容は「履修の手引」や本学ウェブサイトにより学生に周知している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-5-1 成績評価等

(2) 成績評価基準，修了認定基準に従って，成績評価・単位認定，修了認定が適切に実施されているか。また，成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

(観点到に係る状況)

成績評価の方法については、シラバスの「成績評価の方法」に明示し、それに基づいて成績評価を行っている。また、成績評価等の妥当性を担保するため、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置しており、これは、「履修の手引」により学生に周知している(資料3-5-1-E)。さらに、授業担当教員への質問の回答では解決が得られなかった場合のため、成績評価に対する異議申立てに関する制度を設けて対応している(別添資料3-5-1-②)。

修了認定の基となる「学修成果の総合的な審査」については、学位規則(資料3-5-1-F)及び専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則(資料3-5-1-G)に規定している。

修了認定の具体的な手続きについては、修了認定対象者が、修得した科目と学びの概要及び学び全体の振り返りを記載した「学修成果報告書」(別添資料3-5-1-③)をアドバイザーに提出し、アドバイザーが受理した報告書について評価し、所見を添えて研究科長(学長)に報告する。研究科長は、教授会の審議を経て学修成果審査委員会を設置する。主査1人、副査2人以上をもって組織する同委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、その結果に基づき教授会において専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、評価の妥当性を担保している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-5-1-②] 上越教育大学成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則

[別添資料3-5-1-③] 大学院専門職学位課程学修成果報告書

資料 3-5-1-E 成績評価に関する相談

6. 試験，成績評価

(6) 成績評価に関する相談

学生の修学にあたってのサポートを行うために、成績評価に関する相談窓口を置いています。

窓口場所：教育支援課窓口（電話 025-521-3275）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時15分

(出典：平成31入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科) p.15)

資料 3-5-1-F 上越教育大学学位規則(抜粋)

第4章 大学院専門職学位課程

(審査)

第12条 研究科長は、専門職学位課程の学生の学修成果を確認するため、学修成果審査委員会を設置し、

学修成果の総合的な審査（以下「学修審査」という。）を行うものとする。

- 2 学修成果審査委員会は、教育実践高度化専攻の専任教員（助手を除く。）のうちから主査1人（教授又は准教授に限る。）及び副査2人以上をもって組織するものとし、その委員は、教授会の議を経て、研究科長が指名する。

（審査結果の報告）

第13条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を教授会に報告するものとする。

（教授会の審議）

第14条 教授会は、前条の審査結果報告に基づき、専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 前項の議決は、教授会の構成員（出張を命じられた者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成を要するものとする。

（出典：国立大学法人上越教育大学規則集）

資料3-5-1-G 上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則（抜粋）

（学修成果報告書等の提出）

第2条 学修成果を提出しようとする者は、別記第1号様式（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第9条に規定する教職大学院1年制プログラムの履修者にあつては、別記第2号様式）の大学院専門職学位課程学修成果報告書（以下「学修成果報告書」という。）に別記第3号様式の学修審査願を添え、修了予定年次の1月10日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）正午までに教育支援課に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る提出期限については、当該修了予定年次の7月31日正午までとすることができる。

- 2 学修成果報告書を提出するに当たっては、その提出に先立ち修了予定年次の10月31日正午までに、研究倫理研修の受講を証する書類を教育支援課に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る提出期限については、当該修了予定年次の5月31日正午までとする。

- 3 第1項の提出期限を過ぎて提出された学修成果報告書は、疾病又は事故等により特に学校教育研究科長が認めた場合を除き、受理しない。

（学修成果報告書に関する所見）

第3条 アドバイザーは、提出された学修成果報告書に別記第4号様式の学修成果報告書に関する所見を添え、学修成果審査委員会に提出しなければならない。

（学修審査の結果報告）

第4条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を別記第5号様式の学修審査結果報告書により、教授会に報告するものとする。

（出典：国立大学法人上越教育大学規則集）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

成績評価の方法についてはシラバスに記載し、それに基づいて成績評価している。また、成績評価等の妥当性を担保するため、成績評価に疑義がある場合の対応として、相談窓口を設置し、「履修の手引」及び掲示により、学生に周知している。

修了判定についての手続きは、アドバイザーの評価、学修成果審査委員会による学修成果の総合的な審

査を経て、教授会において教職大学院の修了及び学位の授与の可否を審議決定している。また、「学修成果報告書」は、履修した科目の学修内容についても精査できるよう工夫され、評価の妥当性を担保している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

なし

(3) 改善を要する事項

なし